

環境と正義

Environment & Justice

11
2014

事件最前線 — 沖縄ジュゴン

アメリカ国防省 (DOD) 相手に基地建設
差止めの裁判

事件最前線

— 上関のいやがらせ (SLAPP) 訴訟に
ついて

寄稿 — 内海の失われた風景

温暖化対策と脱原発 両立は可能

事件最前線

— 低周波音問題への取り組み
～エコキュート健康被害問題を中核と
して

本の紹介 『イタイイタイ病とフクシマ

— これまでの100年 これからの100年』

J E L F 関西支部の活動

— 西吉野産廃処理施設問題のシンポジ
ウム報告

ニュースクリッピング

NGO紹介

— 認定NPO法人 環境市民



画：西村好美

Essay

声なき声の叫び

手元にアスベスト (石綿) の原石がある。白く毛羽だった繊維のついた蛇紋岩。カナダ・ケベック州の鉱山都市セッドフォード・マイنزの取材時にもらったものだ。

壮大な露天掘りの鉱山に立ったとき、上流から下流へ流れる川のように、採掘された石綿が輸出され、港から工場に運ばれ、加工され製品となり、最後に瓦礫として廃棄される様子がまざまざと脳裏に浮かんだ。

「なぜ中皮腫なんかになったのか」「1億円、もらったってこんな病氣いや」「これは陰湿な殺人」…。アジア最悪の被害を出した兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺、明治に始まった大阪・泉南の石綿紡織産地、イタリア・カザーレモンフェラート、米マンヴィル、韓国ソウル、釜山、そして阪神・淡路大震災の被災地…。死の棘に苦しむ被害者の声がそこにあった。

かつては「奇跡の鉱物」と宣伝され、有害な「悪魔の素材」にもかかわらず、大量使用されてきた。熱や引っ張りに強く、燃えない。そして何より安い。産業革命とともに本格利用が始まり、大量使用で各国の経済成長を支えた。その用途は実に3千種類に及んだ。

アスベストはギリシャ語で「永遠」「不滅」を意味する。建物など社会のあちこちに蓄積 (ストック) された髪の毛の5千分の1の微細な繊維は、吸引すると10数年から50年もの潜伏期間をへて中皮腫や石綿肺などの病気を引き起こすリスクがある。拙著『死の棘・アスベスト』(中央公論新社、2014) で書いたとおり、石綿は近代化の初期に大量使用され、経済成長が一段落するころに、死の棘の本性をみせる。日本では政府の規制が決定的に遅れたが、その長い潜伏期間ゆえ被害は長く表面化しなかった。

「40数年前のアスベストが私の中で爆発し、人生を変えてしまった」。9月4日、最高裁第1小法廷で大阪・泉南の被害者の訴えが響いた。そして10月9日、国の責任を初めて認める最高裁判決が言い渡された。病気に斃れた無数の声なき声が100年の時を超えて重い扉をこじあけた。

(加藤正文 神戸新聞編集委員)



日本環境法律家連盟

JAPAN ENVIRONMENTAL
LAWYERS FEDERATION

図1は部門別、図2は燃料別の削減見通しである。既に商業化されている技術だけでも（対策1）、CO2を2020年に25%、2050年に80%削減させることは可能である。今後、商業化が見込まれる技術の導入を想定（対策2）すれば、より削減可能性が高まる。

これらのシナリオの実現性は、実

効性ある政策の導入にかかっている。日本には、対策あって政策なしと、しばしば指摘される。主要政策は、鳩山演説で言及されてはいるが、導入が遅れているか、抵抗にあって実現していない。遅れば遅れるほど、排出削減が遅れ、温暖化も進行することになる。

1) 主因は価格高騰であることは、<http://www.kiconet.org/info/press-release/2014-04-28/analysis-on-import-of-fossil-fuels-and-electric-power-generation> に詳しい。

2) 原発にも化石燃料にも頼らない日本の気候変動対策ビジョン〔シナリオ編〕2014.3

低周波音問題への取り組み ～エコキュート健康被害問題を中核として～

弁護士 井坂 和広（群馬弁護士会）

1 低周波音問題とは ～新しい公害～

低周波音は「騒音」と呼ばれる音よりずっと低い音です。周波数は、音のほかにも電気や振動等でも使われる単位で、電磁波も低周波・高周波に分けられます。人の耳は20ヘルツから2万ヘルツまで聞き取れると言われていますが、100ヘルツ以上が「騒音」、それ以下の音が低周波音です（特に20ヘルツ以下は超低周波音と呼ばれる）。40～50ヘルツ辺りの音は、低くブーンと聞こえ、20～30ヘルツ辺りは鼓膜がゾワゾワとする感じで、「聞こえる」と言うよりは「感じる音」なのです。実は、低周波音というものが、「聞こえにくい」或いは「聞こえない」と表現される「音」であることが、この後述べていく重大な問題性に繋がっていきます。ある有名電機メーカーは、図々しくも「静音設計」「図書館の中と同じ静けさ」と運転音の静かさをパンフレット等でアピールしていました（訴訟が多発した現在ではさすがに控えてるかも知れませんが）。つまり、聞こえにくいという低周波音の特徴を逆手にとって販売戦略に取り込んでいた訳です。聞こえにくく法的規制がない点こそメー

カー側が目をつける所以です。だから、安心して日本の名だたる電機メーカーの全てが開発し、大々的に販売しているのです。話を戻します。低周波音による健康被害（不眠、頭痛、動悸、目眩、しびれ等自律神経失調症類似の症状）の問題は、昭和40年代から自治体等に寄せられる苦情が増え続け、新聞、テレビ等でしばしば取り上げられるようになり、その音源は、コンプレッサー、ボイラー、発電機、建設重機、自動車、電車、航空機等で、あらゆる機械・設備です。最近では、日本各地の風力発電の風車による被害が話題になっています。昭和55年に日本で初めて低周波音による被害が裁判で争われた西名阪自動車道の低周波音公害事件では、原告である奈良県の西名阪自動車道の沿線住民と日本道路公団との間で被告が高架橋の両側の土地を買収する内容の和解が成立して解決しました。最近では普天間基地に発着する航空機が発生させる騒音と低周波音による被害が問題となった福岡高裁那覇支部判決が注目を集めました。これらの他には低周波音による被害の問題を真正面から扱った裁判例は、昭和63年甲府地裁都留支部判決を除いて殆どありませ

ん。そして、近年では、2001年に初めて製品化、平成22年には約267万台まで普及したエコキュートの運転音による健康被害の問題がマスコミ等で頻繁に取り上げられています。私がブログ上で平成23年度から実施している「エコキュート低周波音無料相談」では、全国から57件の相談を受け付けました（うち、非エコキュートは15件）。

このように低周波音公害は、既に法制化された、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、震動、悪臭）に続く「新しい公害」なのです。しかし、低周波音による被害者は放置されているというよりは、切り捨てられているのです。

2 低周波音問題の現状 ～切り捨てられ続ける被害者～

環境省は、1976年から本格的な調査研究を進め、2000年には地方公共団体の担当者等に向けて低周波音の測定方法等を示したマニュアルを発表し、2004年には、「低周波音問題対応の手引き」を発表しています。実はここにとんでもない「からくり」が隠されています。この「手引き」には、「参照値」という「数値」が示

されていて、被害者を泣かせているのです。被害者の代理人である私も、この「参照値」のために余分な労力を割かれるだけでなく、最後には棄却判決の理由で「参照値を下回っている」と書かれます。ちょっと信じられないことですが、この「参照値」が現実の低周波音被害の全てを切り捨てる役割を果たしているのです。この「参照値」は、地方公共団体の窓口、都道府県の公害審査会、公害等調整委員会等のあらゆる場において殆ど全ての被害者を切り捨てる役割を果たしているのですが、逆の立場から見ると、役所の担当者や行政機関の委員たちは「参照値」を持ち出すことで容易に結論を出すことが可能になります。つまり、「参照値」は、低周波音問題を取り扱う公的立場の人にとって「唯一の判断基準」として大変有用な役割を果たしていますが、それは低周波音を発生させることを宿命づけられている事業者側にとってこの上なく都合がいいことです。欧州諸国（ドイツ、スウェーデン、ポーランド、オランダ等）は低周波音に関するガイドラインを公表してそれぞれの「基準値」を規定しています。別紙のグラフを見て下さい。これを見ると一目瞭然で、1本だけ他の線と離れて位置しているのが我が国の「参照値」です。ポーランドの基準値と比べると、約15デシベルもの開きがあります（これを見ると日本人として「恥ずかしい」「情けない」という気持ちになります）。では、この「参照値」はいかなる事態を招くのでしょうか。現実の被害事例の全てが参照値のラインの下に位置することになります。欧州諸国が定めた最低限度のラインである基準値を大きく緩めた「参照値」を超える事例は、例えば空港や高速道路周辺の事例を除いてあるはずがありません。特にエコキュート被害事例の数値はまず間違いなく参照値以下です。ところが、欧州諸国の基準値であれば上回るケースも出てきます。

ここで参照値の害悪が最も顕著に

表れている現場を紹介します。公害等調整委員会という司法類似の機能を営む独立行政委員会です。エコキュートも含めた様々な低周波音問題がこちらこちらをたらい回しにされた挙げ句にここに辿り着きます。こと低周波音に関する限り棄却の結論が決まっており、多くは「参照値を下回っている」と理由を述べ、まれに上回った事案では「参照値を大きく上回っていない」と言って棄却します。結論の当否はともかくとして、裁定委員（元裁判官の天下り）の「まず結論ありき」の姿勢は法律家として資質を疑われても仕方がありません。この手続きは看過しがたい弊害を引き起こします。責任裁定については1ヶ月という期間制限があつて、それを超えると民事訴訟ができなくなります。申請したら最後、知らないうちに裁判もできなくなってしまうのです。

さらに、音源事業者側に強力な「お墨付き」を与えることになります。私がブログで「公調委に申請してはいけない」「もし申請してしまったらすぐに取り下げなさい」と呼びかけているのはそういう理由です。

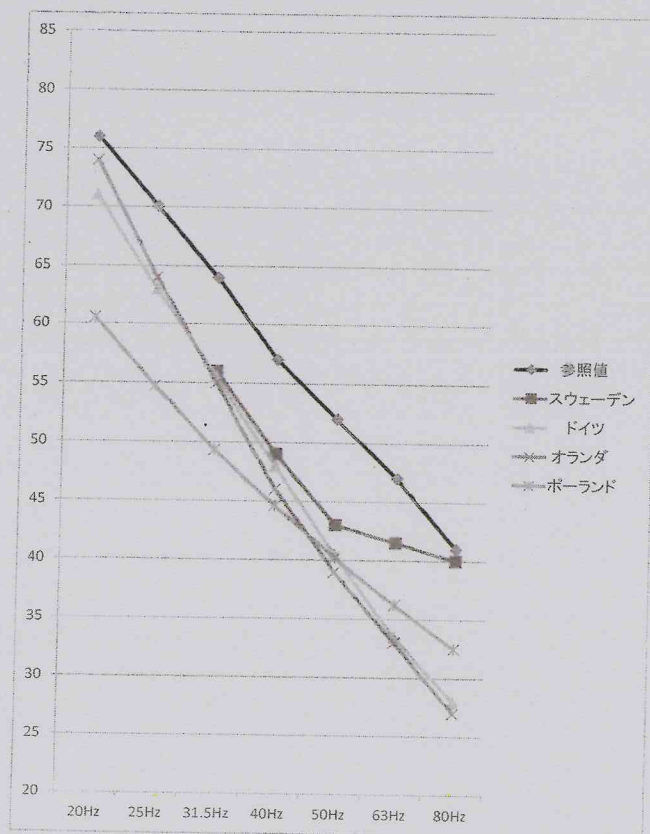
環境省は、いったい何のために「手引書」を世の中に出したのでしょうか。私はそれを問うために国を相手取って国賠訴訟を提起しました。最近、日弁連が環境省に参照値の撤廃を求める意見書を提出したのも同じ理由です。

3 訴訟活動

平成23年中に前橋地裁高崎支部、横浜地裁、盛岡地裁に（いずれもエコキュート）、24年中には、さいたま地裁川越支部（工場の集塵機）、名古屋地裁（エコキュート）に、25年に水戸地裁（冷凍庫）に民事訴訟を提起しました。23年には東京地裁に国家賠償訴訟を提起して現在は上告中です。裁判の結果は事案によって明暗を分けます。川越支部の裁判は、公調委の責任棄却裁定から10日後に相談、その10日後に委任、その10日後に提訴しました（丁度1ヶ月）。殆ど諦めていた依頼者が「悔いを残さぬよう」と決断し、結果的に、工場内に設置されていた（原告宅から2メートル弱）集塵機とコンプレッサーを反対側の工場外に移動するという和解が成立して撤去と同時に被害が完全に消滅しました。参照値を

低周波音・数値比較

参照値	スウェーデン	ドイツ	オランダ	ポーランド
20Hz	76	71	74	60.5
25Hz	70	63	64	54.7
31.5Hz	64	56	55.5	49.3
40Hz	57	49	48	44.6
50Hz	52	43	40.5	40.2
63Hz	47	41.5	33.5	36.2
80Hz	41	40	28	32.5



上回る事案ですから、いくら何でもこの事案は公調委は認容すべきでした。日本初のエコキュート裁判と位置づけられる高崎支部では裁判長の交代を契機として被告側費用負担による電気温水器への交換という和解が成立し、これまたエコキュート撤去と同時に完全な被害回復となりました。この和解は、恐らく多くの低周波音被害者の「希望の灯火」として灯り続けることでしょう。

4 最近の動向

裁判の動向は以上のとおりですが、訴訟提起という行動自体がマスコミを初め、世間に対する問題提起の役割を果たし、少しずつ成果が表れてきているように思います。例えば、消費者庁がエコキュート問題を調査対象に選択して調査を進め、最

近、肯定的な中間報告を発表したこと、平成24年11月の国会で参議院議員がエコキュート問題を中心とする低周波音問題に関して健康被害の防止に関する質問書を提出して政府に回答を求めたことがその例です。

5 最後に

ドイツでは、「特に生命・健康のような一度損なわれたら回復しがたい基本権への侵害が予想される場合は、例え科学的知見が未発達なために規制根拠が不確実な状況でも、それに対する保護が国家には義務づけられる」という「事前配慮原則」の考え方が優勢だそうで、現実には、電磁波の分野において、自然科学上の議論が決着を見ないまま、「電磁波令」という立法上の規制措置をとっているとの報告があります。日本では、

森永ヒ素ミルク事件や水俣病事件において疑わしい状況が厳然とあるのに、原因が科学的に解明されていないという理由で規制措置がとられずに被害が発生し続けたことがありました。日本では「被害者が沢山出たら規制しよう」、ドイツでは「被害者が沢山出ないうちに規制しよう」と、根本的な発想が反対なのです。

最後に、「企業活動と人間の尊厳との関係につき、発想の転換を促し、日本の司法の威信を回復した名判決」と謳われる阿賀野川・新潟水俣病事件第1次訴訟判決を掲げて本稿を締めくくります。「企業の生産活動も、一般住民の生活環境保全との調和においてのみ許されるべきであり、生命、健康を犠牲にしてまで企業の利益を保護しなければならない理由はない」。

本の紹介

『イタイイタイ病とフクシマ』

—これまでの100年 これからの100年—

畑 明郎 (元大阪市立大学大学院教授)

1 本書の目的

明治政府の国策で始まった三井金属・神岡鉱山の大規模開発は、神通川にカドミウム等重金属の毒水を流し続けた。半世紀にわたって被害者の存在すら無視されたイタイイタイ病は、足尾鉍毒事件とともに日本近現代の「公害の原点」である。

厚生省（当時）の推定による最初のイタイイタイ病患者発生は、1911年であり、イタイイタイ病が全面解決した2013年まで100年余りを要した。全面解決とは、2013年12月17日にイタイイタイ病の被害者住民団体の「神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会」と、原因企業の三井金属鉍業が「全面解決」を確認する合意書に調印したことである。

あまりに長い道のりではあったが、

この合意書調印を契機に、現在の眼でイタイイタイ病の100年を徹底的に検証しながら、福島へつなぐものを探り、教訓をどう福島に活かすかを考えることにした。

一方、2011年3月11日に東日本大震災を契機に発生した福島第1原発事故は、3年経った2014年現在、汚染水対策に苦慮しており、事故のない原発でも廃炉に数十年かかるとされ、廃炉完了まで100年以上を要する可能性がある。

「イタイイタイ病のこれまでの100年」と「フクシマのこれからの100年」を念頭において、『イタイイタイ病とフクシマ—これまでの100年 これからの100年—』という本題名としたが、あえて「フクシマ」としたのは、地域としての福島と同時に、原

発事故の犠牲となったフクシマを考えてみたいという意図からである。

福島第1原発事故は、あらためて指摘するまでもないが、日本における最大の公害である。イタイイタイ病をはじめとする水俣病、新潟水俣病および四日市ぜんそくの「四大公害」と福島第1原発事故の相似形は、「いのちより経済が、人々の息づかいが聞こえる地域より国が優先される時代であってはならない」と主張する。本書の出発点はそこにある。

本書は、向井嘉之と筆者の共著である。向井は、イタイイタイ病発生地域である富山県の北日本放送で、1966年からイタイイタイ病の取材に携わり、2011年に共著『イタイイタイ病報道史』を出版し、これまで50年近く、イタイイタイ病を見つめ続

ニュース クリッピング



海洋ゴミの対策は自治体レベルでも必要、
地域海条約・行動計画の世界会合で世界の
海洋専門家が勧告

2014年10月1日

「地域海条約・行動計画」の第16回世界会
議がアテネで開かれた。参加した海洋専門
家らは、海洋ゴミが社会経済や海洋生態系
に影響を与え、世界のほぼ全域で大きな問
題であることを確認し、対策は地域や国だ
けでなく、現場の固形廃棄物管理を担う地
方自治体でも取組む必要があると勧告した。

環境省『日本人における化学物質のばく露
量について』パンフレット無料配布開始

2014年10月7日

環境省は、ダイオキシン類をはじめとす
る化学物質の人への蓄積量や摂取量を明ら
かにするため「化学物質の人への曝露量モ
ニタリング調査」を行っており、平成25年
度の調査結果をパンフレットに取りまとめ
た。

国際エネルギー機関、エネルギー効率化は
年3100億ドル以上の市場と報告書で指摘

2014年10月8日

国際エネルギー機関（IEA）は、「エ
ネルギー効率化市場報告書2014年版」で、
エネルギーの効率化は年間3100億ドル以
上の市場であるとし、特に新興国で、低燃
費車の導入と輸送インフラの整備によって
エネルギー効率化が進む可能性は大きく大
気汚染の軽減や都市の交通システムの混雑
問題への対処も可能になるとした。

経済産業省、天気予報で食品ロスと物流の
CO2排出を削減するプロジェクト開始

2014年10月9日

経済産業省は、天気予報で食品ロスと物
流のCO2排出を削減するプロジェクトを始
める。日本気象協会が気象情報を核にした
高度な需要予測を行い、製造、配送、販売
を気象情報でつなぎ、協業して無駄を削減
する国内で初の試み。

生物多様性条約事務局、名古屋議定書の発
効を発表

2014年10月12日

生物多様性条約事務局は、名古屋議定書
の批准が50か国を超え、発効に至ったと発
表。議定書は、遺伝資源および関連する伝
統的知識へのアクセスとその利用から生じ
る利益の公正かつ衡平な配分（ABS）の
ための国際的な仕組みを提供する。議定書
の発効に伴い、情報交換のためのプラット
フォームとしてABSクリアリングハウス
も運用可能となった。

NGO紹介

認定NPO法人 環境市民

〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下 第二ふや町ビル405 URL: <http://www.kankyoshimin.org>
TEL: 075-211-3521 FAX: 075-211-3531 E-mail: life@kankyoshimin.org

本会は1992年に、地球規模の環境問題とそ
の根源にある現代社会の課題に戦略的に取り組
む、これまでに日本にはない活動ができる環境
NGOを創ろう、という思いのもと、市民、専
門家等が中心となり設立されました。

「持続可能で豊かな社会・生活」をビジョン
とし、「できる」行動ではなく、これまで日本の
環境NPOでは困難だと考えられてきた社会
的影響力ある活動に挑戦し、自治体、事業者、
多分野のNPOと協働で実現してきました。これ
からも、誰もが参加でき、しかも専門性がある
NGOをモットーに、地域から日本を持続可
能で豊かな社会に変えていくための活動を多様
に展開していきます。

●地域から日本を変える活動

環境問題等に積極的に取り組む市区町村の切
磋琢磨を促すことを目的とし、2001から10年
間、「持続可能な地域社会をつくる 日本の環
境首都コンテスト」を実施。本会は本事業を行
った12のNGOの中心的役割を担いました。参加
自治体の平均点は回を重ねるごとに上昇、その
環境施策は着実に向上するなど大きな成果を得
ました。2012年には自治体、NGO、研究者か
らなる「環境首都創造ネットワーク」を発足さ
せました。

●買い物を変える 生活と社会が変わ るグリーンコンシューマー活動

日本で初めてグリーンコンシューマー活動を

展開。スーパー等の環境配慮型製品の販売状況
や環境行動を調査した「買い物ガイド」を京都
で発行しました。その後、日本各地で同ガイド
の作成支援を行い、100を超えるガイドが発行
されました。これらの活動は、グリーン購入ネッ
トワークの創設（1996）、グリーン購入法の制
定（2000）に大きな影響を与え、2005年度版環
境白書にも紹介されました。

その後、販売事業対象とした環境マイスター
研修認定事業や、誤解を招く環境広告・表示で
あるグリーンウォッシュを防ぐ活動も日本で初
めて具体化しました。

●季刊マガジン「流れを変える」

マスメディアではなかなか伝えられない、環
境NGOならではの視点とネットワークを活か
して、持続可能な社会づくりに役立つ、エッジ
のある情報をお伝えしていきます。収益は環境
市民の活動に活用させていただきます。調査研
究に、仕事に、環境活動に役立つ情報を得なが
ら、環境活動を支援できます。定期購読のお申
し込みをお待ちしています。

価格：1冊 500円（税込、送料1冊80円）

※会員は無料

定期購読の場合は送料無料。

「環境と正義」を見てお申し込みくださった
方にはバックナンバーを1冊プレゼントいたし
ます！

（期限：2014年12月）

【連盟への入会募集】

・弁護士会員 一口一万二千元

・一般購読会員 一口五千元

〔郵便振替〕00800-8-69490

〔加入者名〕日本環境法律家連盟

【各地の窓】

夕食を買いにコンビニへ行こうと
大学院を出たところ、小雨が降って
いました。傘を取りに戻るのが面倒
だったので、ささず歩いていると、
途中で大雨に変わり、全身ずぶ濡れ
になってしまいました。結局、コン
ビニに辿り着くことも大学院に戻
ることもできず、下宿先に戻って湯船
に浸かりながら、傘の偉大さを痛感
しました。

（同志社大学法科大学院 廣田真紀）

環境と正義

Environment&Justice

第172号

一部：500円

2014年10月25日発行

発行：日本環境法律家連盟

編集：日本環境法律家連盟

(453-0015) 名古屋市中村区椿町15-19

学校法人秋田学園名駅ビル2階

Tel: 052-459-1753

E-mail: jelf@green-justice.com

URL: <http://www.jelf-justice.org>